



暑中お見舞い申し上げます

代表 長沼 隆弘

連日厳しい暑さが続いておりますが、皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて、このような猛暑が続く中、弊所では本年より夏季期間中のジャケット着用を控えさせていただくとともに、ワイシャツに代えてポロシャツ着用での業務も可能とさせていただいております。

これまではお客様への礼儀として上着を着用してまいりましたが、「見ているだけでも暑そうですね」といったお声をいただくことも多く、職員の健康面や昨今の気候を考慮し、このような対応とさせていただきました。お客様におかれましてもご来社いただく際は、ぜひ軽装でお越しいただきますようお願い申し上げます。



今回のことを通じて、物事は自分の考えだけで決まるものではなく、社会や環境の変化に影響を受けながら変わっていくものだと、改めて感じております。しかし、その変化にどのように向き合い、どのような判断をするのかは自分自身に委ねられており、常に考え続けなければならない課題でもあります。だからこそ、目先の変化に振り回されることなく、本来の目的や大切にすべき価値を見失わず、一步一步歩んでいきたいと考えております。

今後も時代や環境の変化に柔軟に対応しながら、皆様に信頼していただける税務・会計サービスの提供に努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

所得税の基礎控除・給与所得控除の見直し

- ・基礎控除は物価を踏まえて見直される仕組みが導入されました。
- ・2026年、2027年については、特例的に基礎控除額が引き上げられています。
- ・給与所得のみの方は178万円(104万円+74万円)から所得税がかかります。
- ・住民税は基礎控除額が異なるので、所得税はかからなくても住民税はかかることがあります。
- ・給料が高額の方や、別の所得がある方は、基礎控除がゼロになることがあります。(丸山)

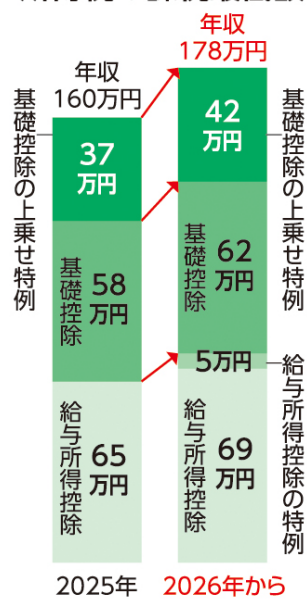
給与所得控除

給与等の収入金額	控除額
220万円以下	74万円
220万円超 ～360万円以下	収入額×30%+8万円
360万円超 ～660万円以下	収入額×20%+44万円
660万円超 ～850万円以下	収入額×10%+110万円
850万円超	195万円

基礎控除

合計所得金額 ※	控除額
489万円以下	104万円
489万円超 ～655万円以下	67万円
655万円超 ～2,350万円以下	62万円
2,350万円超～2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

所得税の課税最低額



※給与以外に所得のない場合
給与収入－給与所得控除＝合計所得金額です

10月1日より、インボイス特例の改正

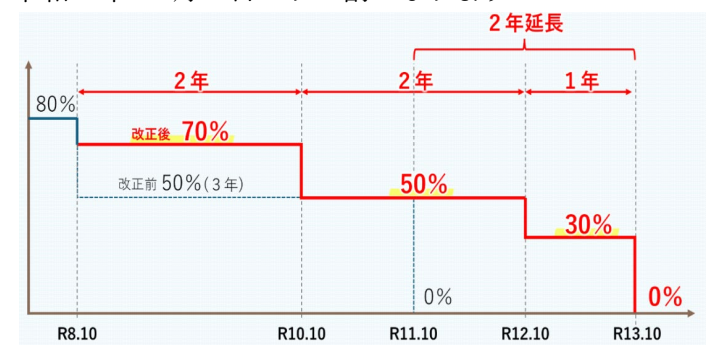
仕入税額控除の特例と納付税額計算の特例

インボイス登録をしていない事業者からの仕入や経費支払について、令和8年9月30日までは8割の仕入税額控除を認める特例が改正されています。もともと、この10月1日以降は控除率が5割に削減される予定でしたが、改正により7割に軽減されています。

それとあわせて、もともと免税事業者だった方がインボイス登録をした場合の納付税額計算の特例についても改正されています。ただし、こちらの改正は個人事業者のみで、法人は特例が使えなくなりますのでご注意ください。(山谷)

① 8割特例の廃止

インボイスがもらえない仕入や経費についての控除率が令和8年10月1日より7割になります



② 2割特例の廃止（個人事業者は3割に）

- ・法人は、令和8年9月30日を含む事業年度で終了次年度から簡易課税の選択やインボイス取下げを検討しましょう
- ・個人事業者は、令和8年分の確定申告で終了ですが令和9年、10年は3割特例が創設されました



相続登記は お済みでしょうか？

2024年4月1日から、相続または遺贈により不動産(土地・建物)を取得した場合は、不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を申請することが法律で義務付けられました。



この法改正は、2024年4月1日より前に相続した不動産についても対象となり、**2027年3月31日までに相続登記の申請をする必要があります。**

なお、正当な理由なく相続登記をしなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。対象となる方は、相続登記がお済みか今一度ご確認ください。

(中角)

昼食補助が 月額7,500円へ 大幅拡大！



2026年4月1日より、食事補助の非課税枠が月額3,500円から7,500円へと引き上げられました。これにより日々のランチの選択肢が広がり、充実した休憩時間で午後の生産性向上にも繋がります！非課税枠に対応した専門業者の便利な食事補助サービスもありますので、お得で健康的なランチタイムを楽しみましょう！(鈴木)

編集 後記



梅雨が明け、本格的な夏がやってきました。所内では、暑さ対策の一環として、ポロシャツでの勤務が解禁となりました。少し外に出るだけでも体力を消耗する季節ですので、水分・塩分補給をこまめに行い、熱中症にはくれぐれもお気をつけください。今回は、業務一課がお届けいたしました。(藤本)